

○職務に専念する義務の免除の取扱いについて

(平成24年3月6日岡人委第205号通知)

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年岡山県人事委員会規則第10号）第2条第6号の規定により、次の場合、平成24年4月1日から職務に専念する義務を免除することができることとしたので通知します。

記

人事評価制度に係る苦情相談（苦情処理委員会への苦情処理の申出を含む。）を行う職員のうち、苦情相談員から事情聴取その他の調査（苦情処理委員会による事情聴取その他の調査を含む。）に協力を求められた職員が請求した場合